

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 2 0 日

日本行政書士会連合会 会長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留企画室長

紛失等による在留カードの再交付申請手続に必要な書類の一部変更について
(依頼)

平素より、出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

出入国管理及び難民認定法第 19 条の 1 2 に規定する紛失等による在留カードの再交付申請手続には、警察が発行する遺失届出証明書や盗難届出証明書の提出をお願いしていましたが、本年 3 月 3 日以降の申請分については、原則、遺失届出受理番号又は盗難届出受理番号を記載した陳述書の提出とすることとなりました。

この点、すでに遺失届出証明書や盗難届出証明書を取得している場合は、従前のとおり提出していただいて差し支えありません。

なお、地方出入国在留管理官署に申請を行った際に申請内容に疑義があることが判明した場合は、遺失届出証明書等の書類の提出をお願いする場合があります。

つきましては、貴会会員の皆様方への周知につき御協力のほどよろしくお願いいたします。

本件について、御不明な点等がございましたら、最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

添付物

陳述書

1 部